

「循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関する
ワーキンググループ（仮称）」開催要綱（案）

1. 趣旨

平成28年5月に設置された「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」（以下「検討会」という。）は、

（1）下記ア～ウに関する具体的な対策

ア. がん診療を担う医療機関における緩和ケア提供体制のあり方

イ. すべての医療従事者が基本的な緩和ケアを身につけるための方策

ウ. 循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方

（2）緩和ケアの充実に向けたその他の具体的な対策
を検討事項としている。

平成28年から5回にわたり、がん等における緩和ケアの提供体制について議論をし、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会における議論の整理」（以下「議論の整理」としてとりまとめた。

「議論の整理」において、がん以外の疾患の緩和ケアについては、今後の対策についてワーキンググループ等を設置して検討すべきであるとされた。

それを受けて、今般、循環器疾患の緩和ケアについて検討するため、「循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方に関するワーキンググループ（仮称）」を設置する。

2. 検討事項

（1）循環器疾患における緩和ケアの現状と課題

（2）循環器疾患の患者に対する緩和ケアの提供体制のあり方

（3）その他

3. その他

（1）本ワーキンググループは健康局長が別紙の構成員（※）の参集を求めて開催する。

（2）本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググループを統括する。

（3）本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

（4）本ワーキンググループは、原則として公開とする。

（5）本ワーキンググループの庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。

（6）この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

（7）本ワーキンググループで得られた成果は、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」に報告する。

※構成員は今後調整